

第六十九回 帝國議會
衆議院

米穀自治管理法案外二件委員會議錄(速)第六回

付託議案
米穀統制法中改正法律案(政府提出)
糲共同貯藏助成法案(政府提出)

(八六)

昭和十一年五月十八日(月曜日)午前九時五十分開議

出席委員左ノ如シ

會議
委員長 東 武君

理事松村 謙三君 理事川崎末五郎君

理事佐藤謙之輔君 理事角 源泉君

理事石坂 養平君 理事三善 信房君

理事島田七郎右衛門君

高橋 守平君 中村 不二男君

澤田 利吉君 中村 梅吉君

池本甚四郎君 長井 源君

岡田喜久治君 服部 崎市君

山森 利一君 渡邊 鍛藏君

木村 淳七君 喜多壯一郎君

胎中楠右衛門君 中田 儀直君

國光 五郎君 牧野 良三君

田村 實君 小笠原八十美君

沖 藏君 上田 孝吉君

平野 力三君 北 勝太郎君

森 肇君 永山 忠則君

三宅 正一君 富吉 榮二君

野中 徹也君

同日委員眞鍋儀十君辭任ニ付其ノ補闕トシ
テ喜多壯一郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 島田 俊雄君

出席政府委員左ノ如シ

農林政務次官 田邊 七六君

農林參與官 小林 絹治君

農林省米穀局長 荷見 安君

農林書記官 周東 英雄君

農林書記官 三浦 一雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

米穀自治管理法案(政府提出)

糲共同貯藏助成法案(政府提出)

○東委員長 是ヨリ開會ヲ致シマス、一寸

御諸リヲ致シマスガ、本日直チニ討論ニ入

ル順序ニナツテ居リマスガ、各黨派ノ間ノ協

調、又種々此案ノ進行ニ付テノ協議ヲ整ヘル

必要ノアル爲ニ委員會ハ一旦開會ヲ致シマ

シテ、サウシテ是ガ一時休憩ヲ致スコトニ

致シタイト考ヘマス、但シ其休憩モサウ長

クハナイト考ヘマス、ハッキリ時間ヲ申上
ゲル譯ニハ參リマセヌガ、午前中ニハ大抵

話ハ済ムト思ヒマスノデ、本日ノ緊急上程
ニ必ズ間ニ合ウヤウナ風ニ進行ガ出來ルト
云フコトノ見据エハ付イテ居リマスルカ
ラ、暫時休憩ヲ致スコトニ致シタイト思ヒ
マス、左様御承知ヲ願ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○牧野委員 緊急上程ニ間ニ合フヤウニト
云フコトデアリマスガ、大體委員長ハ其間
ノ御斡旋ヲ執ラレマシテ、午前中ニハ少ク

トモ纏マルト云フコトニ對シテ委員會ニ相
當ナ責任ヲ負ウテ戴ク譯ニハ參リマセヌカ

○東委員長 大體十二時半ニハ各黨派共ニ
代議士會ヲ開カナケレバナリマセヌカラ、

一應若シソレマデニ濟メバ、其代議士會ニ
掛ケテ、サウシテ本會ニ上程ヲスルヤウナ

風ニナル手續ヲ執ラナケレバナラヌノデア
リマスガ、成ベク午前中ニ話ヲ濟マシテ、

サウシテ少クトモ此緊急上程ニハ間ニ合フ
段取ニ進ムト云フコトハ、マア確然ト申上
ゲテモ宜イト云フ考ヲ委員長ハ有ツテ居リ
マス

○牧野委員 緊急上程ニ間ニ合フト云フコ

トニ對シテハ、無論御盡力アルコトト信ジ

マスガ、遅クモ午前中ニ御決定ニナリマシ
テ、午後ニ萬一纏ラナイ際ニハ、委員長ハ
相當ノ御決心ヲ有ツテ進行ヲ圖テ戴キタイ
ト思ヒマス

○東委員長 承知致シマシタ、牧野君ノ御

趣意ニ付テハ十分御希望ニ副フヤウニ致シ
マス、ソレデハ此儘休憩致シマス

○東委員長 承知致シマシタ、牧野君ノ御

趣意ニ付テハ十分御希望ニ副フヤウニ致シ
マス、ソレデハ此儘休憩致シマス

○東委員長 ソレデハ開會致シマス

○服部委員 委員長

○東委員長 アナタハ何デスカ、質問デス
カ

○東委員長 是ハ前例ガアリマスカラ許シ
マス、極ク簡単ニ御願致シマス

○服部委員 本案ニ對シマスル一般的ノ質
疑ト致シマシテ、疑念ヲ懷イテ居リマスル

コトニ付キマシテ、廣汎ニ瓦ツテ質疑ヲ致ス
覺悟ヲ有シテ居ツタノデアリマス、併シ今ト
ケレバナラヌト存ジマスルノデ、極メテ簡

單ニ條項ニ付テ、本案施行後ニ於テ起ツテ

參リマスルコトノミニ止メテ御質疑ヲ申上

ゲタイト思フノデアリマス、第一ハ本委員

會ニ於キマシテ各委員諸君カラ第六十七議

會ノ當時ニ於キマシテ付セラレマシタル附

帶決議ニ關シマスル當局ノ誠意如何ト云フ

コトニ對シマシテ、農林大臣ヨリハ誠意ヲ

以テ其實現ヲ圖ル決意ヲ持テ居リマスト

云フ御答ヲ承タノデアリマス、私ハ此場合

ソレト同様ニ若シ本案ノ施行ニ依リマシ

テ、米穀商人ノ營業上ニ大ナル打擊ガアリ

マス場合ニ於テハ、政府ハ直チニ損害補償

ノ途ヲ講ズルカ、又ハ有效適切ナル救濟具

體策ヲ講ズルダケノ用意ガアリマスルヤ否

ヤ、之ヲ第一ニ承テ置キタイト思ヒマス

第二ニ是モ數度ノ質問應答ニ依テ大體

ノ御意思ノアリマスル所ハ諒承致シマシタ

ガ、產業組合ノ加工セル白米ノ販賣ハ其組

合員ノミニ限り、組合員以外ニ販賣セシメ

ザル様特ニ強調スル意思ガアリマスカドウ

デアリマスカ

第三配給機構ノ合理化ニ關スル點デアリ

マス、政府ハ現行清算米取引所ヲ廢シテ、

之ニ代ル機關トシテ、官民合同ノ株式組織

ノ實米取扱業者ヲ主體トスル絕對市場ヲ六

大都市及ビ必要ト認ムル府縣ニ設置スル意

思ハナイカドウカ

第四、政府米ノ特殊拂下ハ統制法改正案

第五、是ハ農林省ノ示シマスル模範定款

ヲ如何ニ考ヘテ居ラレマスルカト云フコト

デアリマス、即チ生産者ニ對シテハ其販賣

米ヲ産業組合ト商人トヲ間ハズ、自由ニ認

ムルコト

第六、市町村産業組合ノ委託米ハ其組合

ニ於テ公正ナル入札又ハ隨意契約ニ依リ販

賣ヲセラレルコト

第七、是モ數度ノ御説明ハアリマシタ

ガ、統制貯藏米ハ解除ノ場合ハ絶對商人ヲ

シテ取扱ハシメルコトニセラレルノデアリ

マスルカ、其點モ承リタイト思ヒマス

ガ、統制貯藏米ハ解除ノ場合ハ絶對商人ヲ

シテ取扱ハシメルコトニセラレルノデアリ

マスルカ、其點モ承リタイト思ヒマス

第八、米商人ヲ第一次統制ニ加フルコト

ガ出來ナカツタ理由デアリマス、是ハ中村君

カラモ御問ガアッタト思ヒマスガ、米ノ生產

時期ガ一定ヲ致シテ居リマセヌ、然ルニ第

一次ノ統制命令ハ十一月中ト聞イテ居リマ

スノデ、十一月中ト致シマスルナラバ、農

家ヨリ賣出ス全石數ガ約四千萬石ト思ヒマ

スガ、然ルニ第一次ノ指令ヲ發スルマデニ

ハ、既ニ一千萬石ノ米ハ早場ニ於テ商人ノ

手ニ渡ルモノト考ヘラレマスルノデ、其點

ニ對シマシテ如何ナル御考ヲ持テオ居デ

ニナルカト云フコトデアリマス

第九、實施後ニ起リマスル諸種ノ問題

ト、根本的米穀政策ノ樹立ニ對シマシテ

ハ、適當ナル機關ヲ至急ニ設置セラレマス

ル御意思ガアリマスカドウカ、之ニ對シマ

シテ固ヨリ當業者モ其中ニ加ヘラレル意思

ガアリヤ否ヤ

第十、眞ノ農村全體ノ利益ノ爲ニ、本法

ノ運用ヲ誤ラシメナイトコトニ對シマシテ

ハ、如何ナル御意圖ガアリマスカ、之ヲ承

リタイト思フノデアリマス、即チ其一つノ

例ト致シマシテハ、若シ割當ヲ決定致シマ

ス場合ニ於テ、凡ソ總代トナルベキ人ハ其

地方ニ於キマスル地主階級ト先づ考へナケ

ス場所ニ於テ、凡ソ總代トナルベキ人ハ其

シテ取扱ハシメルコトニセラレルノデアリ

マスルカ、其點モ承リタイト思ヒマス

ガ、統制貯藏米ハ解除ノ場合ハ絶對商人ヲ

シテ取扱ハシメルコトニセラレルノデアリ

マスルカ、其點モ承リタイト思ヒマス

ガ、統制貯藏米ハ解除ノ場合ハ絶對商人ヲ

シテ取扱ハシメルコトニセラレルノデアリ

マスルカ、其點モ承リタイト思ヒマス

○島田國務大臣 只今服部君ノ御尋ニナリ

マシタ所ハ、先般來ノ質問應答ニ於キマシ

テ御答シタ所デアリマスガ、尙ホ又御質問

ノ趣意ハ大體諒ト致シマシテ、御趣旨ニ副

フヤウナ考ヲ以テ進ミタイト考ヘテ居リマ

スガ、此第一ノ六十七議會ノ附帶決議ノ點

ニ付キマシテハ、是ハ尊重シテ進ムベキコ

トヲ繰返シテ申上ガテ置キマス、其中ニハ

既ニ實行ニ著手シ、實行シタモノモアルノ

デアリマスガ、尙ホ此場合ニ米穀商トノ關

係ト云フコトニ付キマシテハ、繰返シテ申

上ゲマスヤウニ、本法案ノ實施ニ依テ、新

ニ米穀商ニ損害ヲ與フル等ノ事無キコトヲ

萬々信ジテ居リマスケレドモ、只今服部君

ノ御質問ニ現ハレマシタヤウナ御懸念ガア

リ、又左様ナ場合ヲ生ズルコトニ付キマシ

テハ、十分考慮ヲ致シマシテ、善處スル考

ヲ持テ居ルト云フコトヲ御答致シマス

第二ニ白米ノ販賣ノ件ニ關シマシテハ、

是亦先般答辯ノ際ニ申上ゲタヤウニ、此事

ニ付テハ既ニ農林次官名ヲ以テ通牒ヲ發シ

タ次第モアリマシテ、是等ノコトニ付テハ、

十分其間ノ關係ヲ圓滑ニスベキ趣意ヲ以テ進ミタイト考ヘテ居リマス

ソレカラ第三ノ清算米取引所ニ關スル件ニ付キマシテハ、是ハ本法案實施ノ後ノコトニ付テ、既ニ其場合ヲ想像シテ研究考慮ヲ致シテ居リマス、只今六・大都市ニ御質問ノヤウナ取引所ヲ設置スルト云フ方針ヲ以テ進ドモ、左様ナ問題ニ關シテ折角研究考慮シテ立案ヲシテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス。

尙ホ第四ノ政府米ノ特殊拂下ノ件ニ付キマシテハ、是ハ既ニ御答申上ゲタ中デ、御諒察ヲ願ヘルヤウニ、成ベク商人ノ手ヲモ經テヤルヤウニト云フ方針ヲ持ツテ居ル次第アリマス。

第五ノ産業組合ノ模範定款トシテ、此委員會ノ席上ニ於テ私モ拜見致シマシタガ、ソレ等ノコトニ付キマシテハ、更ニ議會後ニ於キマシテ十分研究ヲ致シテ見タイト考ヘテ居リマス。

第六ノ委託米ノコトニ付キマシテハ、是モ御質問ノ御趣旨ニ現ハレテ居ルヤウナ趣意ニ依づテ成ベク商人ニ扱ハシムルヤウニシタイ、又事實ハ大體サウ云フ風ニナッテ居ルヤウニ考ヘテ居リマス

第七ノ統制米解除ノ場合モ同様デアリマス、成ベク販賣ノ場合ニハ米商人ヲシテ取引ノ出來ルヤウニスルト云フ方針ヲ以テ進ンデ居リマス、現ニサウ云フ風ニ考ヘテ居リマス。

ソレカラ第八ノ第一次統制ニ米穀商人ヲ加ヘナカッタト云フコトニ付テハ、政府委員ヨリ、質問應答ノ際申上ゲタ筈デアリマスガ、事實ニ於テ商人ノ手ニアル所ノ米ノ數量ガ只今服部君ノ御話ニナルヤウナ事實ニナツテ居ラヌヤウニ政府トシテハ統計上考ヘテ居リマス、併ナガラ此點ニ付キマシテハ逆ノ事實ガアリマシテ、第一次ノ統制ノ場合ニ在様ナコトガ事實ニ於テアルト云フコトガ發見サレマス場合ニハ、之ニ付テハ更ニ研究ヲ致シタイト考ヘテ居リマスガ、只今此法案ノ趣意ハ、第一次ノ統制ニ於テ生産者自身ノ手ニアル所ノモノヲ統制セル、其生産者自身ノ手ニアルモノヲ統制シタル、其後ニ至ツテ事情ニ依づテハ更ニ統制ノ必要ガアルト云フ時ニハ、其場合ニハマスカ、其期間ノ間本法案ヲ實施シテ行ケバ、此米穀事情ニ於テハ大體差支ナイ、此

モ相當行ツテ居ルモノト考ヘマスカラ、ソレデ第二ノ場合ニハ米穀商ヲ統制ノ中ニ加ヘルト云フコトニシタ趣意デアリマスガ、服務君ノ質問ノ御趣意ハ是ト逆ナ場合ノアッタ時ノコニ付テノ御意見デアリマスカラ、之ニ付テハ更ニ攻究ヲスルト云フコトニ御諒承ヲ願シテ置キタイト思フ。

第九ノ實施後ニ於ケル根本問題ニ對スル機關云々ノ問題ニ付キマシテハ、是ハ本法案ガ極メテ短期ノ暫定法デアルト云フヤウ施後ニ於テ機關ヲ設ケテ云々ト云フヤウナ御考ガ、或ハサウ云フ風ニ御聽取リニナツタ方ガアルカト思ヒマスケレドモ、私ノ申上ゲマシタノハ、統制法ノ實在、現在統制法ノアルト云フコトヲ前提ト致シマシテ、此法案ヲ強化シ、之ヲ補強スルト云フ意味ニ於テ本法案ヲ提出シタ次第デアリマシテ、先づ現在ノ我國ノ米穀事情ト致シマシテハ、内外地ヲ通ズル一貫シタ方針ノ下ニタルガ如クニ御聽取リニナツカモ知レマセヌガ、私ノ申上ゲタ趣意ハ左様ナ端的ニ機關ノ設置ヲスルト云フ風ニ申上ゲタ意味デハナイノデアリマスカラ、ソレガ自ラ此間ニ餘裕ノアル意味ノ辯明デアッタト云フコトニ御諒解願ヒタイ

第十ノ本法ノ運用ニ關シ、殊ニ此割當ノ場合統制米ノ割當ノ場合ニ付キマシテハ、斯ウ考カラ出テ居ル次第デアリマシテ、固是ハ御話ノアリマシタ次第モアリマスガ、政府ト致シマシテハ度々御答ヲ申シマシタ

ヤウニ、十分公平ナ見地ニ於テ、各關係地主等ニ付キマシテモ、或ハ大、中、小トカ左様ナ區別ノアルコトノナイヤウニ、公平ナ見地ヨリ出來ルダケ各人ニ不公平ニ瓦ラザルヤウナ取扱ヲシタイト云フコトヲ以テ精神トシテ進ミタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、多少不十分ナ點ガアルカモ知レマセヌガ、大體服部君ノ御質問ハモウ質問應答ノ上ニ於テ現レマシテ、自分ノ申シタ點モアルノデアリマスカラシテ、簡略ナガラ此程度ヲ以テ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス
〔北委員〕今大臣ノ言ハレタコトニ言葉ノ重大ナ疑義ガ一ツアル……ト呼ブ」
○服部委員 只今農林大臣ノ御答ニ依リマシテ私ハ諒承致シマス、唯此際特ニ御願ヲシテ置キタイト存ジマスノハ、今日マデノ政府ノ答辯、議員ノ質疑、ソレガ殆ド空文ニ終ルコトガ多イヤウニ思ハレルノデアリマス、殊ニ本問題ニ關シマシテ深キ御理解アル島田農相ニ於カレマシテハ、只今ノ御答辯ヲ責任アル御答辯トシテ是非御實行願ヒタイト云フコトヲ衷心カラ御願ラシテ置ク次第デアリマス、之ヲ以テ質問ヲ打切りマス

ニ御伺致シテ置キタイコトガアルノデアリ
マス、ソレハ他モアリマセヌガ、此法案
ガ一種ノ假定法デアッテ、軽テハ根本的ノ調
査ヲシテ、調査機關ヲ設ケテ根本政策ヲ樹
テネバナラヌト云フ、サウ云フヤウナ的確
ナ意味デハアリマセヌケレドモ、ソレニ類
スル御言葉ガ度々アリマシタ、今服部君ニ
對スル御言葉デ大體御趣意ハ分リマシタ
ガ、御承知ノ通り民政黨ガ此問題ニ對スル
今日マデノ態度ハ、政友會トノ政策協定ノ
趣旨ニ依ツテ今日マデヤッテ來テ居ルノデゴ
ザイマス、是ハ大臣モ屢々仰セラレタコト
デアリマスガ、其政策協定ノ際ニハ是ハ假
定法デアッテ、更ニ根本方針ヲ作ルト云フヤ
ウナ趣旨デ出來テ居ルノデナイコトハ、是
ハ御承知ノコト、存ズルノデアリマス、隨
テ吾々ガ政友會ト協調ヲ保ッテ來タ政策ノ
樹立ハ、此法案デアリマシテ、更ニ後ノ根
本政策ヲ檢討スルト云フ意味デハナカッタ
ノデゴザイマス、隨テ先刻來仰セラレルコ
トハ、此政策ヲ實行シテ、萬々一是デ尙且
ツ不備ノ點ガアレバ、更ニ根本政策ヲ樹立
スル爲ニ調査會ヲ設ケルト云フ程度ノ御意
思デアルト諒解致シテ然ルベキデアリマス
カ、其點ダケヲ一ツ承ッテ置キタイト存ズ
ルノデアリマス

○島田國務大臣 松村君ノ御質問ハ極メテ
意思明白デアリマス、大體私ノ答辯致シマ
シタ趣意ハ大體ニ於テ其通リデアリマス
「北委員「大臣ノ御答辯ニ大變ニ違タ
所ガアルノデス、販賣ト購買品賣却ト
間違ヘテ居ラレルト思ヒマス、是ハ重
大ナル問題デアリマスカラシテ、例ヘ
バ此産業組合ハ加工シタ白米ヲ販賣ス
ルコトガ出來ヌヤウニスルト云フコト
ニ御同意ニナツタヤウデアリマスガ、是
ハ大變ナ間違デアリマス」ト呼フ」
○東委員長 サウ云フコトハ言ッテ居リマ
セヌ——ソレデハ是デ直チニ討論ニ入りマ
ス

四、産業組合ノ指導監督ヲ勵行シ、其ノ
官僚化ト營利化ヲ排除シ殊ニ違法及脱法
行爲ノ絶滅ヲ期シ組合本來ノ使命ニ基キ其
ノ健全ナル發達ヲ圖ルベシ

五、本法ノ實施ニ際シテハ米穀取引所並
ニ米穀業者ニ重大ナル影響ヲ興ヘザルヤウ
特ニ注意シ損害アリタル場合ニハ適當ナル
對策ヲ講ズベシ

六、政府ハ米穀ノ生産機關ト配給機關ト
ノ利害ヲ調節シ共存共榮ノ方途ヲ講ズル爲
調査會ヲ設クベシ

七、朝鮮及臺灣ニ於テ本法實施ノ目的ヲ
達スル爲内外地官廳ノ協力ニ付特ニ留意シ
萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ム

以上讀上ゲマシタ此七箇條ノ項目ヲ附帶
決議トシテ、私ハ茲ニ贊意ヲ表シタイト思
フノデアリマス、此各事項ニ關シマシテハ、
政府ニ於カレマシテハ、其趣旨ノアル所ヲ
篤ト御諒解下サレマシテ、本法ノ實施ニ當
リマシテハ此法ガ成ベク圓滿ニ運用サレマ
シテ、所期ノ目的ヲ達成シ、殊ニ一部ニ於
テ懸念サレテ居リマスル本法實施ノ爲ニ、
惡影響ヲ被ルト思ハレル方面ニ對シマスル
措置ニ付キマシテハ、特別ノ御配慮ニ依ツ
テ、成ベク斯様ナ懸念ノナイヤウニ、損害ノ
ナイヤウニ、假ニソレガ起キマシタ場合ニ

於キマシテハ、ソレニ對スル善處ノ途ヲ誠意ヲ以テ講ゼラレテ誤ナキヲ期セラレンコトヲ希望シ、且ツ其事ヲ政府ガ誠意ヲ以テ實行サレンコトヲ信ジテ、本案ニ贊成スル者デアリマス（拍手）

○胎中委員 私ハ暫ク休憩ヲ望ミマス
「贊成」ト呼フ者アリ

〔モウ一遍讀ンデ下サイ〕ト呼フ者アリ

○東委員長 「附帶決議一、内外地ヲ通じ米穀ノ生産統制方策ヲ樹立シ代作ノ獎勵ニ對シ適切ナル方策ヲ講ズベシ、二、速ニ米穀ノ國營検査ヲ斷行スベシ、三、米穀自治管理委員會ノ委員ニハ生産者、米穀業者及消費者ノ代表者ヲ加フベシ、四、產業組合ノ指導監督ヲ執行シ、其ノ官僚化ト營利化ヲ排除シ、殊ニ違法及脫法行爲ノ絶滅ヲ期シ組合本來ノ使命ニ基キ其ノ健全ナル發達ヲ圖ルベシ、五、本法ノ實施ニ際シテハ米穀取引所竝ニ米穀業者ニ重大ナル影響ヲ與ヘザルヤウ特ニ注意シ損害アリタル場合ニハ適當ナル對策ヲ講ズベシ、六、政府ハ米穀ノ生産機關ト配給機關トノ利害ヲ調節シ共存共榮ノ方途ヲ講スル爲、調查會ヲ設クベシ、七、朝鮮及臺灣ニ於テ本法實施ノ目的ヲ達スル爲内外地官廳ノ協力ニ付特ニ

○東委員長 休憩ヲ宣告シテ居リマセヌ
〔休憩デスカ」ト呼フ者アリ〕

五、六分——七時迄ヲ休憩時間ト致シマシテ休憩スルコトニ致シタイト思ヒマス、ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス
午後六時四十三分休憩

○東委員長 「附帶決議ノ中ニ、一二字句ガ間違テ居リマシマス——川崎君

○川崎委員 私ハ曩ニ發言致シマシタ中ノ附帶決議ノ中ニ、一二字句ガ間違テ居リマスル所ヲ訂正致シタイ、ソレハ最後ノ條項ノ第七ノ終デゴザイマスガ、「萬遺憾ナキキヲ期セラレンコトヲ望ム」ト申シマシタノハ、私ノ言誤リデゴザイマシテ「萬遺憾ナキヲ期スベシ」斯ウ致シタイト思ヒマス
〔三宅委員發言ヲ求ム〕

○東委員長 三善君カラ通告ガアリマスカ
「附帶決議」

○三善委員 私ハ只今討論ニナツテ居リマスカ
「附帶決議」

○三善君ニ許シマス
「附帶決議」

一、米穀統制法ノ買上規定ヲ簡易化シ、小農トイヘドモ容易ニ買上ゲニ應ジ即刻入金シ得ル様改正スルコト
二、自然災害ソノ他ノ事情ニ依リ飯米難ニスル者デアリマス、但シ附帶決議ハ只今川崎君カラ言ハレタ通り、同様ノ附帶決議ヲ理由竝ニ本案實施ニ伴フ幾多ノ希望ガアリコトト致シマス
○三宅委員長 休憩ヲ宣告シテ居リマセヌ
〔休憩デスカ」ト呼フ者アリ〕

一、ソレデハ今七時十七分前デスカラ、十時半——十一時迄ヲ休憩時間ト致シマシテ休憩スルコトニ致シタイト思ヒマス、ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス
午後七時零分開議

○東委員長 ソレデハ休憩前ニ引續キ開會致シマス——川崎君

○川崎委員 私ハ曩ニ發言致シマシタ中ノ附帶決議ノ中ニ、一二字句ガ間違テ居リマスル所ヲ訂正致シタイ、ソレハ最後ノ條項ノ第七ノ終デゴザイマスガ、「萬遺憾ナキキヲ期セラレンコトヲ望ム」ト申シマシタノハ、私ノ言誤リデゴザイマシテ「萬遺憾ナキキヲ期スベシ」斯ウ致シタイト思ヒマス
〔三宅委員發言ヲ求ム〕

○東委員長 三善君カラ通告ガアリマスカ
「附帶決議」

○三善君ニ許シマス
「附帶決議」

一、米穀統制法ノ買上規定ヲ簡易化シ、小農トイヘドモ容易ニ買上ゲニ應ジ即刻入金シ得ル様改正スルコト
二、自然災害ソノ他ノ事情ニ依リ飯米難ニスル者デアリマス、但シ附帶決議トハ交付ヲ簡易ニ爲シ得ル様米穀統制法ヲ至急改正スルコト竝ニ運用ニツイテ考慮スルコト
三、米穀自治管理法ニ於テ、小農ノ利益ヲ阻害セザル様寄託米ニツイテハ即刻最低價格ノ全額ヲ融資シ、尙小農ガ自家用飯米ノ爲寄託米ノ解除ヲ必要トスル時ハ之ニ應ジ得ルノ道ヲ開クコト
四、米穀自治管理法外二法案ニ對シ米價吊上ゲニ墮スルトノ批判アルニ鑑ミ、政府ハ米穀生產費低減ノ爲肥料價格ノ低減ヲ計リ、軍民負擔ノ輕減、更ラニ小作法竝ニ農業保險法ヲ次期議會ニ提出スベシ五、青田賣等ノ農民金融難ニ對シテハ本立法ノ主旨ニ顧ミテ至急適切ナル方策ヲ立法ノ主旨ニ顧ミテ至急適切ナル方策ヲ講ズベシ
永山君ハ取消サレタサウデアリマスカラ、其他ノ四人ヲ以テ提出致シマスルガ、今申シマシタヤウナ御手續ヲ御執リ下サイマスレバ、ソレデ以テ兩黨ノ案ニ御賛成ヲシタイト思フノデアリマス
○島田國務大臣 只今三宅君ノ附帶決議トシテ御述ベニナリマシタ事柄ニ付キマシテハ、政府トシマシテハ御趣意ヲ汲ミマシテ、十分ソレニ付テ研究考慮ヲスルト云フ他一件、此三案ニ付キマシテ、原案ニ贊成

コトヲ申上ゲテ置キマス(拍手)

○森委員 私ハ無論本案ニ賛成ノ意ヲ表シ
マス、殊ニ又兩黨カラ御出シニナリマシタ

附帶決議ニ對シマシテモ、賛成ヲ致シマス、
唯此第四項ト申シマスカ、第四號ト申シマ

スカ、産業組合ニ關スル決議ニ對シマシテ
ハ、先程大臣ト委員トノ間ノ質問應答ノ言
葉ヲ聽イテ居リマスト、多少私共疑ヲ持ツ

ヤウナコトガアッタヤウニ思ヒマスノデ、私
共ノ意中ヲ茲ニ明ニシテ置キタイト思ヒマ
ス、即チ此第四號ノ文字ノ上ニ現ハレテ居
ル通リニ、産業組合ノ違法脫法ノ行爲ヲ取
締ルト云フコトデアルナラバ、是ハ無論異
議ハアリマセヌ、其通りデアッテ然ルベキ

デアリマス、唯此白米ノ小賣ニ關シテ、將
來産業組合ノ進出ヲ何カ制限デモスルヤウ
ナ意味ノ問答ガアッタヤウデアリマスガ、若
シ左様デアルナラバ、今日ハ産業組合關係
者ト雖モ、政府ノ方針ガ何處ニ出ルカニ付
テハ、相當疑惧ノ念ヲ有ッテ居ル際デアリ
マスカラ、是ハ政府トシテハ、有セラレル
權限ノ範圍ニ於テ指導ヲサレルト云フ程度
ノコトデアルナラバ、是ハ勿論當然ノコト
デアリマセウケレドモ、産業組合ガ有スル
權限内ニ於テ爲ス白米ノ小賣等ニ對シテ迄
モ強イ手ヲ加ヘラル、ト云フヤウナ意味ニ

解セラレルト、甚ダ面白カラザル結果ヲ生
ズルト思ヒマスカラ、是ハ文字通りト解釋
ヲ致シマシテ、此決議ニ賛成ヲ表シマス

○東委員長 ソレデハ採決致シマス、米穀
自治管理法案ト、米穀統制法中改正法律案、
糾共同貯藏助成法案、此三案ヲ一括シテ採
決致シマス、賛成ノ御方ノ起立ヲ請ヒマス

〔賛成者 起立〕

○東委員長 全會一致デアリマス

〔拍手起ル〕

○東委員長 尚ホ川崎末五郎君カラシテ提
出サレマシタ附帶決議ニ對シテ採決致シマ
ス、之ニ御賛成ノ方ノ御起立ヲ願ヒマス

〔賛成者 起立〕

○東委員長 ソレデハ其通りニ可決致シマ
シタ

〔拍手起ル〕

○東委員長 只今三宅君カラ提出シタ希望
決議ガアリマスルガ、是ハ農林大臣ノ希望
ニ對スル説明ガアッタノデ、之ヲ以テ此採決

ハ致シマセヌ、唯希望ヲ申述べタコトニ止
メテ置キマス、委員長トシテハ斯様ナ希望
ガアッタ云フコトヲ、委員長トシテ本會ニ
報告スル程度ニ止メマス(拍手)之ヲ以テ全
部終了致シマシタ

○東委員長 諸君ニハ御熱心ニ長々御盡力
ヲ得マシテ洵ニ有難ウゴザイマシタ

午後七時十分散會